

東京都入札監視委員会 第1回第一監視部会 審議概要

開催日及び場所	令和4年7月13日（水） 都庁第一本庁舎北側33階 特別会議室N1	
委員	東京都市大学建築都市デザイン学部建築学科教授 小見 康夫（部会長） 弁護士 木下 潮音 弁護士 松本 はるか 弁護士 森岡 誠 計4名（敬称略） ※各委員はオンラインによる参加	
審議対象期間	令和3年4月1日～令和3年6月30日	
抽出案件計	6件	(備考)
一般競争	2件	
指名競争	3件	
随意契約	1件	
委員からの意見・質問、それに対する回答等	意見・質問	回答
	<議案1>（1者入札事案） 豊洲市場排水施設棟内給水ユニット他修繕工事[希望制指名競争入札]	
	Q 任意指名を行うとき、指名を受ける事業者がどのくらい入札への関与の意向を持っているか、事前に確認することはできないのか。	A 指名の際には、地域性や過去実績などをもって案件に照らして選定しており、事業者に個別の意向確認は行っていない。 例えば、設計の中で複数の見積りを取るなどといったことで、事業者側の意向を反映することができるのではないかと考えている。
	Q それほど無理な価格設定の工事ではないが、落札者以外全者辞退となっている。辞退理由として推察されることはあるか。	A 工事内容、工事設定、金額設定等も含めて、できる限りのことは行ったという認識である。しかし、予期しきれない要因等もあるかもしれないため、引き続き機会を捉えて原因等については探していきたい。

<p>Q 希望申請期間が4日や1週間など、比較的短いと思われるような日程で運用しているようだが、申請期間を延ばすことで業者に検討の機会をより与えるという方法は取れないのか。</p>	<p>A 発注する際には、工事の規模やJVの有無等に応じて公表期間を定めている。仮に公表期間を延ばした場合、事業者の参加機会は増えるものの、一方で、同じ時期に発注する案件が増えることで一部の案件に申し込みが集中し、不調が生じる懸念もあると考えている。</p> <p>そのようなバランスを見ながら、現在は1週間（JVを組織するものは2週間）というスケジュールで運用している。</p>
<p><議案2>（長期受注事案） 普通標識緊急工事年間単価契約（5、10、6、7方面）[随意契約]</p>	
<p>Q 本案件のエリアだけではなく、残りすべてのエリアも同じ事業者が落札しているが、考えられる理由は何か。</p>	<p>A 本工事案件は、緊急工事案件として、1年間を通じて即時体制で現場対応を可能とする各種ノウハウが必要になる。落札した事業者については、</p> <ul style="list-style-type: none"> ①緊急要請に対応した技術者や作業員の配置が確実にできること ②各種資材の在庫や入手ルートを確認していること ③警視庁の管内、広範なエリアをカバーできること ④部材費を安く抑えられること <p>から、他の事業者よりも工事費を安く設定できたと考えられる。</p>
<p>Q 入札をしたものの落札に至らなかった事業者が、本案件の下請けとして参加していることはあるか。</p>	<p>A 施工体系図において、それらの事業者が下請けとして参加している事実は確認していない。</p>
<p>Q 他県の警察組織でも同様の発注を行っているかと思うが、どのような入札動向になっているか、情報交換は行っていないか。</p>	<p>A 今のところ、情報交換は特に行っていない。仕様の内容やエリアの状況などを踏まえると、比較するには少し難しい状況だと考えている。</p> <p>ただ、緊急工事という特殊な性質の工事になるため、情報を取り入れて柔軟に対応していきたい。</p>
<p><議案3>（高額・高落札事案）（1者入札事案） 南多摩水再生センター汚泥濃縮設備再構築その2工事[希望制指名競争入札]</p>	

<p>Q 本案件の件名は「その2」となっているが、「その1」工事も発注しているのか。発注しているのであれば、いつ頃、どのような内容で発注したのか。また、受注者は誰になるのか。</p>	<p>A 本案件の前に、その1工事を発注している。 既設の汚泥濃縮設備3台のうち、1台を再構築する工事となっている。受注者については、その2工事と同じ事業者となっている。</p>
<p>Q 今回1者入札となっているが、何か競争が働きにくいような状況があったのか。</p>	<p>A 今回の工事については、特に条件は示していないので、内容としてはどの事業者でも施工できるものであったと考えている。</p>
<p>Q 辞退理由は電子調達システム上どのように入力することとなっているか。事業者の実態を知るという観点から、自由記述をすることはできるのか。</p>	<p>A プルダウンでいくつかの理由を選べるようにしたうえで、該当しない場合には自由記述もできるようにしている。また、プルダウンを選択した場合でも、自由記述はできるようになっている。 事業者の実態を知る方法については、いただいた御意見を踏まえ、事業者の利便も含めつつ検討していきたい。</p>
<p>意見：競争性を維持するためには、辞退を防止するための工夫をする必要がある。事業者が入札を辞退する理由をより知るための方法について検討してほしい。</p>	
<p><議案4> (高額・高落札事案) (1者入札事案) 南部汚泥処理プラント汚泥焼却電気設備再構築その2工事[一般競争入札]</p>	
<p>Q 希望申請要件において「全体計画処理水量10万m³/日以上」の過去実績が求められているが、この数字が適正な値なのかはどのように決められたのか。</p>	<p>A 東京都の設備は大きく、ほぼすべての処理場が20万トン以上となる。中小規模の処理場であれば基本的に10万トン程度の処理能力を持っている。 ハードルをできるだけ高くしないように、ただし、中小規模レベルの施工能力は確保しようとする中で、このような実績の設定となった。</p>

<p>Q 辞退理由に「見積金額が当初見込みより過大となったため」というものがある。最近さまざまな費用が高騰しているが、工事の発注を計画してから入札するまでの期間はどのくらいになるか。その間に物価の変動などをどの程度見越しているのか。</p>	<p>A 見積書の期限を1か月とした上で取得し、約1か月で積算して起工する。起工後、約2～3か月で契約を締結するため、計画から契約締結までは約4か月となる。</p> <p>物価の変動について、まず、予定価格を算定するときは最新の単価を使用することが重要となる。その上で、契約書にスライド条項を定めており、物価や賃金に変動があった場合は、受注者側の請求によって、実勢に応じた金額に変更することが契約約款に位置付けられている。</p>
<p>Q 本契約は再構築となっているが、元施工の事業者とそうではない事業者が受注するのでは、やりやすさなどに違いはあるのか。</p>	<p>A 一度設計をしている事業者の方が、状況を知っているという点ではメリットがあるかと思われる。ただし、監視制御設備については他の全国の処理場と共通点がかなり多く、本案件についてはその部分が既存の監視制御設備と絡まないよう、新規のような形で発注している。</p>
<p>Q 本案件の件名は「その2」となっているが、「その1」工事も発注しているのか。受注者と当時の応札状況はどのようになるか。また、「その3」以降の工事も予定しているか。</p>	<p>A その1工事は入札1者、辞退2者で本案件と同じ事業者が受注した。</p> <p>「その3」以降については、今のところすぐに計画はないが、いずれ更新の時期になると続くことになるかと思う。</p>
<p><議案5> (高額・高落札率事案) (1者入札事案) 令和3年度若洲油類等貯蔵施設護岸補強工事[一般競争入札]</p>	
<p>Q 本案件は技術実績評価型総合評価方式を採用しているが、希望1者のまま任意選定をせずに入札手続きを進めた理由は何か。これでは比較対象がないため、総合評価方式の効果が発揮されないのではないか。</p>	<p>A 本案件は一般競争入札の案件であり、任意選定は行われない。</p> <p>加えて、総合評価方式については、要綱において任意選定を行わないことを定めている。総合評価方式では事業者の過去実績を評価するが、都は過去実績をすでに把握しており、その中で任意選定をすると恣意的な運用にもつながりかねないためである。</p>

<p>Q 本案件は不調再発注案件であるが、1回目の発注が不調に終わった原因についてどのような分析をしているのか。</p>	<p>A いくつかの事業者にヒアリングをしたところ、特殊船の確保や技術者の確保、また、夜間にしか施工できないといった現場特有の事情を勘案した結果だと聞いている。</p>
<p>Q 令和4年度以降も同様の工事が続くと思われるが、その際に1者応札にならないような工夫は何か考えているか。</p>	<p>A この工事では地盤改良の特殊船を使用しなければならないため、情報を取って船が空いている時を把握しつつ、かつ工期を十分に取ることで対応したいと考えている。また、事前に、できるだけ明確な発注予定情報を明らかにしていきたい。</p>
<p>Q 本案件を施工できる事業者は、都で把握している限りにおいては何者程度になると考えているか。</p>	<p>A 本案件は特殊船が必要になるが、特殊船を使用できる事業者は20者程度になると考えている。</p>
<p><議案6> (高額・高落札率事案) (1者入札事案) (同一事業者による長期受注事案) バス停留所上屋新設等単価請負工事</p>	
<p>Q 本案件は3者から希望が出ているが、2者を実績不足として除き1者のみを指名している。実績不足というのはどういった理由で判定しているか。 また、実績不足について、どの程度不足していたのか判断の基準はあるのか。</p>	<p>A 契約をするにあたっては、事業者がその事業を担うことができるかを考えた指名の判断をしている。今回指名できなかった2者については、本案件が年間で計画している規模に対して、2者の施工実績が足りなかったものになる。 基準について、明確な数値化はしていないが、当該施工を行うにあたり信頼に足ると局内で判断できる程度の実績は求めたいと考えている。</p>
<p>Q せっかく希望者が手を挙げている中、実績不足の判断をされると、いつまでたっても同じことが繰り返されるように感じるが、何か改善の余地はないのか。</p>	<p>A しっかりした施工を確保したいという思いもあるものの、数字の基準だけでは難しいという指摘も理解できるため、これからどういうことを考えていけるか、検討していきたい。</p>
<p>Q 業種名が鉄鋼加工で指定されているが、これが参入障壁になっているのではないかと思われる。業種を広げるような余地はないのか。</p>	<p>A 都全体として、中小規模の業者の確保という観点から業種が定められているため、今の時点で拡大の決断をするまでは難しいかと思っている。</p>

	<p>Q 希望したものの指名されなかった2者については、都以外の公営バスや民営のバス会社における実績はなかったのか。</p>	<p>A 民間のバス会社における実績はあるようだが、どの程度のどのようなものを造ったのかというところまでは情報を把握していなかった。今後は、そういったところも聞いていけたらと思っている。</p>
	<p>Q 受注者の情報を確認したところ、バスシェルター等独自で開発したようなものもあるように感じられる。現在都が建てている上屋については、都が発注した仕様を受けて制作されたものか、それとも受注者側からの提案を受けて仕様が確定したものか、どちらになるか。</p>	<p>A 現在新しく建てている型のバス停については、外部のデザイン関係の教授を招き、都市景観にマッチした仕様の上屋を建てているため、都側からの仕様提案ということになる。</p>
	<p>意見：現状ではいつまでも競争が起こらないので、実績などをもう少し細かく検討した上で判断するなど、事業者を見極めることで、多少業績が少なくても積極的に参加できるようにしてほしい。</p>	
<p>委員会による報告又は意見の具申</p>	<p>議案1から議案6について、入札契約手続きはルールどおりに運用されている。</p>	